



### 3. ネットワーク接続技術者『工事担任者』試験のご案内

電話回線やLANなどネットワーク関連工事における国家資格の、ネットワーク接続技術者「工事担任者」試験が下記の通り行われます。申込方法などの詳細は下記事務所またはインターネットにてご確認ください。

電気通信国家試験センター 東北支部 TEL : 022-217-2239  
<http://www.shiken.dekyo.or.jp>

1. 試験日時 : 平成23年11月27日(日)
2. 試験地 : 仙台・新潟・秋田 他
3. 受験料 : 8,700円
4. 申込期間 : 平成23年8月1日(月)～8月31日(水)

---

### 4. 組合旅行アンケート結果について

アンケートの結果、今年度は旅行を実施しない事になりました。  
以上、ご報告です。

---

### 5. 組合・㈱OCE お盆休みについて

8月13日(土)～8月17日(水)です。

ご迷惑をお掛け致しますが、よろしくお願い致します。

---

### 6. お盆期間の電線注文について

8月11日(木) 午前11時30分までのご注文 ⇒ 12日(金) 配達

上記以降のご注文は18日(木) 配達になります。

18日(木) より電線注文受付致します。

お早目にご注文をお願い致します。

## 第一種電気工事士 定期講習のご案内

・平成23年度の開催予定（山形県）

講習日	会場	開催担当
平成23年9月8日（木）	山形ビッグウイング	日本電気協会 東北支部 TEL:022-222-5577

※ 受講対象者の方には、該当となる講習月（前回受講日から5年後）の約4ヶ月前に東京の講習センターからご自宅宛てに受講申込書が郵送されます。

申込期間を過ぎても受付を致しますので、まだ申請されていない方はお早めにお申込み下さい。尚、山形県外の会場でも受講は可能です。

（申込書を紛失された場合は組合までご連絡下さい）

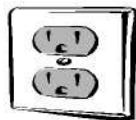
## 認定工事店様へ 施行台帳提出のお願い

代行料未入金票作成の都合上、必ず月初めに認定工事店の方は前月の施行台帳を組合までFAXお願い致します。

（OCE会員様は申込をすべてこちらで把握しておりますのでFAXは結構です。）

お手数お掛け致しますが、宜しくお願い致します。

8月1日～31日まで、全国一斉で『電気使用安全月間』が実施されます。パンフレットを同封致しましたので、是非、一般のお客様にご周知お願い致します。



## 夏季の省エネルギー対策について

平成23年5月30日

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定

オイルショック以降、大幅に増加した民生部門を中心としたエネルギー需要の増大への対策が大きな課題となっている。また、新興国の経済発展による世界的なエネルギー需要の増大等を背景として、化石燃料の市場価格の上昇圧力が高まっていることにより、エネルギー市場が不安定化し、家庭、事業者、地域など国民生活全般に対して、大きな影響を与えるようになってきている。また、世界は地球温暖化という共通の脅威に直面しており、この解決に向けて長期間の国際的な取組が必要となっている。

今般の大震災は我が国に未曾有の被害をもたらした。その被害は東日本の極めて広域に及ぶだけでなく、大規模な地震と津波に加え原子力発電施設の事故が重なるという、我が国がかつて経験したことのないものであり、その影響は我が国社会経済や産業に広範に及んでいる。この国難とも言うべき震災を乗り越えるために、国民各層の協力のもと政府と国民が一体となり、各々の力を結集して復興に挑んでいるところである。

震災によるライフラインの分断や交通輸送機能の低下は、我が国の都市機能の脆弱性を露呈させ、東京電力及び東北電力管内の電力供給不足は、地震後においても計画停電という緊急措置を実施せざるを得ない事態を招き、国民生活や産業活動に大きな影響を及ぼした。国民・産業界の節電への協力、取組もあり当該管内での電力不足は改善したが、エネルギー消費量が増大する夏は再び電力需給バランスの悪化が見込まれるため、政府の電力需給緊急対策本部は本年5月13日に「夏期の電力需給対策について」を決定し、東京電力・東北電力管内全域において15%の電力需要の抑制への協力をお願いしている。

こうした中で、省エネルギー対策を継続的かつ着実に実施することは、今回の災害における節電対策となるだけでなく、石油等のエネルギー源を他国に大きく依存する我が国のエネルギー安定供給の確保、さらには地球温暖化対策にもつながるものである。そこで、今回、別添の「夏季の省エネルギー対策について」を決定し、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーに関する取組の推進をより一層図ることとする。

## 夏季の省エネルギー対策について

## I 政府としての取組

1. 政府としては、自らが率先して一層の省エネルギーを進める観点から、以下の(1)～(16)に掲げる事項等を着実に実施することとする。この場合において、「京都議定書目標達成計画」、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（政府の実行計画）」、「国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく基本方針及び「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（以下、「環境配慮契約法」という。）」に基づく基本方針（平成19年12月7日閣議決定）等を踏まえ、これとともに、地方公共団体等に対し同様の取組を行うよう強く協力を要請する。なお、東京電力・東北電力管内にあつては、あわせて、「夏期の電力需給対策について」（平成23年5月13日 電力需給緊急対策本部決定）に従って政府は府省毎に節電実行計画を策定し、使用最大電力を15%以上抑制するほか、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

(1) 冷房中の室温28℃の徹底

引き続き、冷房中の室温は28℃を徹底するとともに、ブラインドで日射を遮り換気量を適切に調整するなど、エネルギー消費についてきめ細かな管理を行うこと。なお、コンピューター室の冷房についても、コンピューターの性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努めること。また、執務室で快適に過ごせるよう「クール・ビズ」を心がけることとともに、熱中症を予防するための対策等について周知すること。

(2) 電化製品の省エネルギー実施

席を外す際にはパソコンをこまめにシャットダウンするほか、節電ソフト等によりディスプレイの照度を落とし、またスリープモード等を活用すること。プリンタ、コピー機、FAXの稼働台数を削減し、使用していないOA機器のプラグは抜いて待機電力を削減すること。電気ポットやコーヒーマーカー等の使用は極力控えること。暖房便座、温水洗浄便座の保温機能を停止すること。また、執務室で使用する冷蔵庫等は、大幅に集約し、数を削減するとともに、エネルギーを多く消費する旧式のものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費の少ないものを選択すること。これらの機器の新規の購入の際も同様とすること。

(3) 消灯の徹底とエネルギー消費の少ない照明器具の導入

照明は、業務上特に必要な照度を確保しつつ大幅に削減し、使用していない箇所の消灯を徹底すること。廊下・ロビーなど共用部分についても、業務に支障のない範囲

で消灯を実施すること。また、庁舎等で使用している白熱電球については、特段の支障がない限り原則的に全廃し、LED電球や電球形蛍光灯等に切替え、蛍光灯器具についても旧型はHf型やLED照明器具等のより消費電力の少ないものへの切替えを推進すること。また、水銀灯やメタルハライドランプを使用している場合は、セラミックメタルハライドランプへの切替えを推進すること。

(4) 階段の利用とエレベーターや自動販売機等の運用見直し

エレベーターは運転台数を削減し極力階段を利用するよう努めること。庁舎内の冷水器や自動販売機の設置台数を見直すとともに、省エネルギー性能のトップランナー基準を満たしている機種を設置すること。また自動販売機の照明を消すよう要請すること。

(5) 公用車の効率的利用とノーカーデーの実施

公用車等の効率的利用等を図るとともに、併せて職員及び来庁者に自動車利用の抑制・効率化を呼び掛け、公共交通機関の利用を推進すること。このため、霞が関の中央官庁において、毎月第一月曜日は公用車の使用を原則自粛する「霞が関ノーカーデー」を実施し、公用車の共同利用等の対策に重点的に取り組むこと。有料道路を利用する公用車については、ETC車載器を設置すること。加えて、運転手及び職員への省エネルギー運転講習の実施などを通じて、エコドライブ（ふんわりアクセル、早めのアクセルオフ、アイドリングストップ、タイヤの空気圧を適正に保つ等）の積極的な実践を推進すること。

(6) 自転車の積極的利用

自転車の共同利用を積極的に導入するとともに、利用しやすいよう手続等の配慮をすること。

(7) エネルギー使用量の把握と職員の意識向上

フロア、部屋等で照明、OA機器等のエネルギーの使用状況が定期的に把握できる仕組みの導入を検討する等、職員の省エネルギーへの実践意識を高めるよう努めること。

(8) イベント等に当たっての省エネルギー及びグリーン電力の活用

政府が主催するイベント等の実施に当たっては、会場の冷房温度を適正に保ち、省エネルギーに努めるとともに、民間に委託して行う際には、あわせて可能な限りグリーン電力の活用を努めること。また、政府が後援等をする民間のイベント、会議等についても、同様の取組が行われるよう促すこと。

(9) エネルギー使用量の継続削減

以上のようなエネルギーの使用の合理化の措置を講じることにより、国の各行政機

関におけるエネルギー使用量を前年度夏季（6月～9月）比で削減に努めること。

(10) 各関係府省間の連携

「省エネルギー国民運動の強化について」（平成19年11月29日、省エネルギー・省資源対策推進会議決定）に基づき実施される各種取組において、関係府省庁間の連携強化に努めること。

(11) 改正省エネ法の周知

改正省エネ法施行後も引き続き適切な運用を実現すべく、関係業界等に対し、前年度における事業者単位でのエネルギー使用量が、原油換算にして1,500キロリットル以上の場合には、翌年度5月末日までに、エネルギー使用状況届出書を本社所在地を管轄する経済産業局に提出し、「特定事業者」又は「特定連鎖化事業者」としての指定を受けるとともに、エネルギー管理統括者等の選任、事業者単位でのエネルギー管理の実施、中長期計画書・定期報告書の提出などを行う必要があること等について周知徹底に努めること。

(12) 庁舎などの省エネルギー対応

地方支分部局を含めた庁舎や公務員宿舍の整備にあたっては、太陽光発電、高効率照明、高効率給湯器、高効率空調機、燃料電池、複層ガラスや二重窓などの高断熱窓・サッシ、BEMS等のエネルギー消費効率を改善するための設備・機器等を可能な限り幅広く導入し、省エネルギー化に努めること。また庁舎で使う燃料についてもバイオマス燃料、都市ガス等の温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用に努めること。

(13) グリーン庁舎の整備と調達

グリーン庁舎の整備を推進するとともに、グリーン診断も踏まえ、省エネルギー化を重点的に実施すること。また、省エネルギーに資する適正な施設の運用管理を徹底すること。なお、建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合は、環境配慮契約法の基本方針を踏まえ、原則として温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を含む技術提案を求め、総合的に勘案して最も優れた技術提案を行った者を特定する方式（環境配慮型プロポーザル方式）を採用すること。

(14) 庁舎の簡易ESCO診断の早期実施

地方支分部局を含めた庁舎の省エネルギー化を進めるため、既にグリーン診断が行われている場合も含め、早急に簡易ESCO（Energy Service Company）診断を実施し、可能な限りESCO事業の導入を検討すること。なお、検討に当たっては、環境配慮契約法により国庫債務負担行為について10年に延長されたことに留意すること

(15) 電気供給契約の調達

電気の供給を受ける契約のうち、入札に付する契約については、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況（新エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況等）を定めた上で、上記資格を満足する者の中から落札者を決定する方式（裾切り方式）を活用する等、環境配慮契約法の基本方針を踏まえ契約を締結すること。

#### (16) 低公害公用車の導入の促進

一般公用車については低公害車の導入比率100%を維持するとともに、一般公用車以外の公用車についても、数値目標を掲げて低公害車化を図ること。さらに、入札に付する契約については、購入価格及び環境性能を総合的に評価し、最も優れた者と契約する等、環境配慮契約法の基本方針を踏まえ契約を締結すること。また、電気自動車等の次世代自動車については率先導入すること。

政府は、以上の対策について、その効果を把握し、その後の対策に活かすため、アンケート調査等により実施状況のチェック・アンド・レビューを行う。

2. 政府は、省エネルギーが新しい積極的なライフスタイルであるというイメージの構築を図るとともに、そのようなライフスタイルを子供たちや若い世代が受け入れられるよう広報の実施やエネルギー教育の実施等を図る。

#### (1) 省エネルギー型ライフスタイルの定着

国民にとって省エネルギーが、我慢、節制という消極的なイメージ（生活像）ではなく、21世紀における新しい積極的なライフスタイルであるというイメージの構築を図る。食生活、ファッション、住環境等の行動様式等について、パンフレットや出前講座等による情報提供を通じて、その実践・普及を図るなど、省エネルギーが積極的に受け入れられるような意識の醸成を図り、省エネルギー型の新しいライフスタイルの定着を図る。

#### (2) 省エネルギー教育の充実

子供たちや若い世代が、エネルギー問題と社会経済システムやライフスタイルとの関わりについて理解を深め、省エネルギーに向けた行動を実践する態度を身に付けられるよう、学習機会や広報の充実を図るとともに、学校、企業等に対し、子供たちや若い世代が省エネルギーの重要性についての理解を深めることができるような場の提供等について協力を求める。

## II 産業界及び家庭など国民に対する周知及び協力要請

以下の1から4までに掲げる事項について国民への周知徹底を図るため、関係団体、関係業界、地方公共団体、NPO等に対して、産業界や家庭などに省エネルギーの呼びかけを行うよう協力を要請する。また、別紙1の「夏季の省エネルギーに関する各